なお、申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日）を除く、午前９時から午後５時（電子入札の場合）。または、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成 25 年 10 月 31 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号新鍬台トンネル工事（以下「①工事」という。）

宮古盛岡横断道路新区界トンネル工事（以下「②工事」という。）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所　①工事　岩手県大船渡市三陸町字扇洞～岩手県釜石市唐丹町字上荒川地内

②工事　岩手県宮古市区界～岩手県盛岡市簗川地内

⑷　工事内容

①－１工事　【本坑】延長Ｌ＝3,330m、幅員Ｗ＝12.0m、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝3,330m、支保工Ｌ＝3,330m、覆工Ｌ＝3,330m　【避難坑】延長Ｌ＝3,362m、幅員Ｗ＝4.7m、内空断面積15.5㎡、掘削Ｌ＝3,362ｍ、支保工Ｌ＝3,362ｍ、覆工Ｌ＝3,362m

①－２工事　【仮設生コンクリートプラント】設置、運営、撤去《製造予定量　Ｖ＝約50,000㎥》

②工事　【本坑】延長Ｌ＝3,688ｍ（全体：4,998ｍ）、幅員Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝3,688ｍ、支保工Ｌ＝3,688m、覆工Ｌ＝3,688m　【避難坑】延長Ｌ＝5,045m、幅員Ｗ＝4.7m、内空断面積15.5㎡、掘削Ｌ＝5,045m、支保工Ｌ＝5,045m、覆工Ｌ＝5,045m

⑸　工期　契約締結日の翌日から

①工事　平成28年９月16日まで

②工事　平成29年３月３日まで

⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート約66,700㎥、Ｈ形鋼材約440ｔ、ロックボルト約1,300ｔ　②工事　コンクリート約62,500㎥、Ｈ形鋼材約1,310ｔ、ロックボルト約1,670ｔ（※②工事全体数量：コンクリート約100,000㎥、Ｈ形鋼材約1,470ｔ、ロックボルト約2,110ｔ）

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。

③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

⑦　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑨　本工事は、施工方法の一部について提案を受け付ける、施工方法提案型の試行工事である。

⑩　①工事は、仮設生コンクリートプラントの設置、運営、撤去を行う試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月31日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から①工事、②工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体企業、特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記⒜から⒞の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、同じく下記⒜及び⒞の要件を満たす施工実績を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社が下記⒜から⒞の要件を全て満たす施工実績を有すること。何れの場合も共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⒜　内空断面積（一般部の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、⒜から⒞は同一トンネルでの施工実績であること。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒞「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。